

博物館展示論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 次の①～⑤の()について、下の□から最も適切な語句を選び、該当する記号を答え、文章を完成させなさい。(同じ番号の箇所には、同じ語句が入る。)(各2点)

公開承認施設とは、(①)の公開促進のために(②)がその公開にふさわしいと認定した博物館等の施設のことである。公開承認施設になると、企画展での(①)の公開手続きが簡素化される等の利点がある。公開承認施設の承認は、承認された日から(③)経過した日に失効する。公開承認施設の承認基準には、承認申請前の(③)間に(④)の第53条第1項に基づく(①)の公開を適切に(⑤)以上行っていること等がある。(各2点)

- | | | | | |
|---|---------------|----------|---------|-------------------|
| ① | ア 重要文化財 | イ 無形文化財 | ウ 民俗文化財 | エ 登録記念物 |
| ② | ア 内閣総理大臣 | イ 文部科学大臣 | ウ 文化庁長官 | エ 公益財団法人日本博物館協会会長 |
| ③ | ア 一年 | イ 三年 | ウ 五年 | エ 七年 |
| ④ | ア ICOM博物館倫理規程 | イ 社会教育法 | ウ 博物館法 | エ 文化財保護法 |
| ⑤ | ア 一回 | イ 三回 | ウ 五回 | エ 七回 |

2. 次の①～⑤の()について、下の□から最も適切な語句を選び、該当する記号を答え、文章を完成させなさい。(同じ番号の箇所には、同じ語句が入る。)(各2点)

日本において漆の使用は縄文時代からと推定される。漆によって接着されたものや漆が塗られた土器が出土したためである。奈良時代から、漆に金属粉で文様などを描く技法(①)という技法が経典を収めた箱などに施され、平安時代に発展した。貝殻をはめ込む(②)という技法もみられる。室町時代になると(③)の発展にともない、破損した陶磁器を漆で繕い、金や銀で加飾する(④)が盛んになる。繕った部分に新たな価値を見出すようになったことで、器体と異なる陶磁器の破片を欠損部に用いて繕う(⑤)という技法もあらわれた。

近年は、美術館・博物館のワークショップにおいて(④)の開催事例がみられる。

(ア) 螺鈿	(イ) 籃胎	(ウ) 催馬楽	(エ) 茶の湯	(オ) 一閑張
(カ) 真継ぎ	(キ) 金継ぎ	(ク) 呼び継ぎ	(ケ) 蒔絵	(コ) 堆錦

3. 企画展示において図録（カタログ）の制作は重要な役割を果たす。その役割のひとつは、展示の記録であるが、図録作成において構成上、収めるべき項目を3つ挙げ、解答用紙にその項目名を記したうえで、各項目を簡潔に50字程度で述べなさい。ただし、「目次」「奥付」は除く。（15点）

4. 展示室内にて、一定期間、資料・作品をガラスやアクリルのケースに収めて展示する際、ケース内のこまめな換気が必要な場合がある。ケースの内装材から汚染化学物質が発生すると、資料・作品が損なわれるためである。気密性が高いケースでは、その発生が微量でも汚染濃度が高くなりうる。

展示室内の空気が清浄であれば、ケース内の空気と入れ替える対応が可能である。ケースの扉を開放して換気を行う際、確認すべき、または行うべき重要な事項を200字程度で述べなさい。ただし、ケースの扉の解錠・施錠は除く。（30点）

5. 自館の展示に際して、外部の関係者と共同したり連携したりする場合がある。その「外部の関係者」の代表例はいくつかありうるが、そのうち何か3つを挙げ、それぞれとの共同や連携の在り方を、計400字程度で述べなさい。（35点）